

# 令和3年度事業計画

## 基本方針

我が国においては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種も開始され、コロナと共生していく社会に向けた取り組みが急速に進みはじめている。

しかしながら、依然として急激に進行する少子高齢化による人口減少過程が続いており、その対策の一部として、本年4月から施行する改正高年齢者雇用安定法により、働く意欲ある高齢者がその能力を十分発揮できるよう、65歳までの雇用確保義務に加えて65歳から70歳までの就業確保が事業主の努力義務となるなど、若者から高齢者まですべての者が生涯現役で活躍し続ける「一億総活躍社会」を実現すべく、働く意欲と能力のあるすべての高齢者への更なる就業確保措置に取り組んでいる。

このような中、人手不足分野をはじめとする様々な場所での高齢者への就業機会の提供等に積極的に取り組んでいるシルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)の重要性とシルバー人材センター(以下「センター」という。)に向けられる地域社会の期待はますます高まっている。また、今年度は全国シルバー人材センター事業協会が掲げる令和6年度までを計画期間とした「第二次会員100万人計画」についても中間年度となることから、当センターとしても組織の基盤となる会員増強への取組みを一段と強め、新会員の拡大、女性会員の入会促進及び活躍の場を創出する事業を積極的に推進し、地域における存在意義を高められるよう努めなければならない。

今後も地域社会の大きな期待に応えるため、シルバー事業の「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、あらためて役職員及び会員が担うべき役割を自覚するとともに、国および長門市をはじめ、山口県シルバー人材センター連合会(以下「県シ連」という。)等の関係諸機関のご指導、ご支援を賜りながら強固なセンター基盤を築き、安定的な事業運営に向けて取り組んでいくことと

する。

## I シルバー人材センター事業

### 1 受託事業の推進

市内の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、市内で実施する仕事について、市民、地方公共団体及び民間事業所から有償で受託し、これをセンターの会員に提供する。

### 2 職業紹介事業の推進

有料職業紹介事業所として、臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事を希望する市内の高齢者を対象に、法令等を遵守した職業紹介事業による就業機会の提供を行う。

### 3 労働者派遣事業

県シ連の労働者派遣事業実施事務所として、センターの会員を対象に、労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、民間事業所等へ労働者派遣事業のPR活動を行い、就業機会の拡大、適正就業の推進を図る。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 行政機関及び市内事業所への訪問やホームページによる労働者派遣事業の周知を図る。
- (2) 派遣事業担当者研修会等へ参加し、適正な派遣事業推進のための職員の資質の向上を図る。
- (3) 法令等を遵守し、請負として受注することが困難な就業に対して、労働者派遣事業として受託が可能であれば利用を勧める。

### 4 調査研究

シルバー事業の発展・拡充及び質の向上と効率的な運営を図ることを目的とした、会員の希望や能力等の分析及び発注者を含む地域住民を対象に仕事のニーズ調査や市内一般高齢者も対象にしたセミナーや講習会時におけるセンターに対する意識調査等、シルバー事業への評価に関する調査を行う。またシルバー事業の実績の集計等を定期的に行う。

### 5 普及啓発

シルバー事業の意義、活動状況等を市民、事業所に広く知っていただくため、効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進し、就業機会の拡大を図るとともに地域高齢者へ入会を促す。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 当センターの活動を広く一般に周知し、入会促進を図るため、センター独自の紹介動画を製作し、入会説明会時での放映やホームページ上で視聴可能にする等、様々な場面で活用をする
- (2) 「ながとふるさとまつり」をはじめとする各種イベント等への参加による展示、販売、リーフレットの配布及びポスターの掲示

- (3) 会員及び会員組織による普及活動の推進
- (4) 役職員による事業所等訪問
- (5) ホームページ、ケーブルテレビやラジオ放送での広報、情報公開
- (6) 10月の普及啓発月間に合わせた市内各地区の公共施設周辺でのボランティア活動の実施
- (7) 広報誌「シルバー長門」の発行(年2回)
- (8) 会員を含む一般市民を対象とした講習会等の企画
- (9) 役職員による市内店舗前での普及啓発活動
- (10) その他、効果的な普及啓発活動の検討、企画

## 6 安全・適正就業の推進

会員の就業は「安全が全てに優先する」という基本理念を再認識し、会員各自が安全・適正就業に努めることが重要であり、就業中の事故や就業途上での交通事故防止に安全委員会を中心に組織を挙げて全力で取り組み、「安全第一」、「事故ゼロ」を目指す。また、適正就業においては法令等を遵守し、引き続き必要に応じた改善に取り組む。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全委員及び安全就業推進員による「安全パトロール」、並びに就業現場の巡回を年3回程度実施し指導を行う。
  - ① 安全委員会 年2回程度開催
  - ② 安全パトロール 年3回程度開催
- (2) 安全保護具(ヘルメット、保護メガネ、安全ベルト等)の着用、使用器具類、作業環境等についてチェックリストによる作業前安全点検を励行する。
- (3) 会員の技術向上と安全就業を図るための研修会を開催する。
- (4) 各種研修会、講習会等での安全指導
- (5) 会員に健康診断の受診を勧める。
- (6) 安全標語を募集し、会員の健康管理と安全意識の高揚を図る。
- (7) 交通安全啓発の実施

## 7 就業分野の開拓・拡大

市内全域で高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、就業分野の開拓・拡大に努める。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 役職員による新規受注の開拓
- (2) 就業時等を利用した会員の口コミによる就業開拓の推進
- (3) 会員、職員による就業先近隣へのチラシ配布等の実施
- (4) 独自事業の検討
- (5) 女性が魅力を感じる職域の拡大及び入会を促進するための企画、実施
- (6) 市内の家庭および民間事業所等にシルバー事業で対応可能な仕事の情報提供をすることによる就業機会の開拓・拡大

- (7) ホームページ及び地方紙等を活用したシルバー事業のPR
- (8) 「ながとふるさとまつり」等の地域イベントでのシルバー事業のPR
- (9) 福祉班創設に向けた準備等への取り組み
- (10) 労働者派遣事業の推進
- (11) 事前見積りおよび請負体制の徹底
- (12) 技能講習等の開催により、サービスの質の向上を図る。
- (13) 基盤拡大専門員による就業機会と会員の拡大
- (14) 空き家管理事業の更なる拡大に向けた広報活動等
- (15) 専門コーディネーターを中心とした新規女性会員の獲得及び女性会員の活動拡大を図る取り組み

## 8 関係機関との連携強化

地域社会における様々な分野のニーズに応えるため、長門市をはじめとする関係機関と連携した事業の企画、検討。

特に平成30年度、空き家管理事業について市と協定を締結し、相互に連携・協力して事業開始したことや、令和2年度から開始した『ふるさと納税』への返礼品の一つとしてセンターが業務提供を行うなど、今後も引き続き効果的な事業の推進に向けて取り組む。

## 9 研修事業

地域の高齢者及び会員を対象に雇用・就業に繋げる技能講習の実施

## 10 相談・情報提供

市内の入会を希望する高齢者を対象に入会説明会等の機会を通じ、高齢者の雇用・就業に関する相談に応じる。またセンター会員を対象にした就業に対する様々な相談にも随時対応していく。

具体的内容は次のとおり

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 入会説明会          | 年間 24 回開催 |
| (2) 新入会員研修会での情報提供等 | 年間 50 回開催 |
| (3) 就業相談           | 随時        |
| (4) 講習会等での情報提供     | 随時        |

## II 法人管理事業

### 1 会員の状況

- |             |       |                       |
|-------------|-------|-----------------------|
| (1) 会員数の目標  | 会員数   | 5 2 7 人               |
| (2) 就業機会の目標 | 就業率   | 9 5 . 0 %             |
|             | 就業延人員 | 受託事業 3 8 , 0 0 0 人日   |
|             |       | 派遣事業 3 , 4 0 0 人日     |
|             | 契約金額  | 受託事業 1 8 7 , 9 9 8 千円 |
|             |       | 派遣事業 1 9 , 0 0 0 千円   |

### 2 運営体制の整備と財政基盤の確立

公益社団法人として地域の期待と信頼に応えるため、第三次中期基本

計画及び財政健全化計画に基づき効率的な運営に努めるとともに財政基盤の強化のための諸施策を引き続き積極的に推進する。さらに今年度は、第三次中期基本計画についても最終年となり、運営の根幹をなす「会員の増強」を最重要課題として、より一層の入会促進及び退会抑止につながる様々な方策の企画・検討を行うとともに、第四次中期基本計画の策定に向けて取り組む。

### 3 諸会議の開催

当センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

会 議 名	開催回数
定時総会	1 回
理事会	7 回